

# 分析試験成績書

検体名 フォーミラ G-510

付記事項 洗浄液

平成 05年 03月 22日当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

日本食品分析センター

東京本部 〒151 東京都渋谷区元代々木町52番1号  
 大阪支所 〒564 大阪府吹田市豊津町3番1号  
 名古屋支所 〒460 名古屋市中区大須4丁目5番13号  
 九州支所 〒812 福岡市博多区下呉服町1番12号  
 多摩研究所 〒206 東京都多摩市水山6丁目11番10号

## 分析試験結果

分析試験項目	結果	検出限界	注	分析方法
洗浄剤の成分規格試験			1	
ヒ素	適		2	
重金属	適		2	
メタノール	適			
液性(pH)	9.8		2	
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律			3	
水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム	適(3.5ml)			
テトラクロロエチレン	適(0.01%以下)			
トリクロロエチレン	適(0.01%以下)			
全りん酸塩(P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> として)	検出せず	0.05%	4	
蛍光増白剤	検出せず		4	
BOD	42mg/L		5	
CO <sub>2</sub> n	45mg/L		5	
ABS又はLAS	検出せず			層層加圧ろ過法
ノマルキリン抽出物質	22.2%			ソックスレー抽出法

注1. 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第5のA洗浄剤の成分規格によった。

注2. 150倍希釈液(非脂肪酸系)について試験した。

注3. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則(昭和49年厚生省令第34号)の別表第1によった。

注4. JIS K 3362(1990)「合成洗剤試験方法」によった。

注5. JIS K 0102(1986)「工場排水試験方法」に準じて試験した。ただし、0.15g/kg水溶液について測定した。

以上